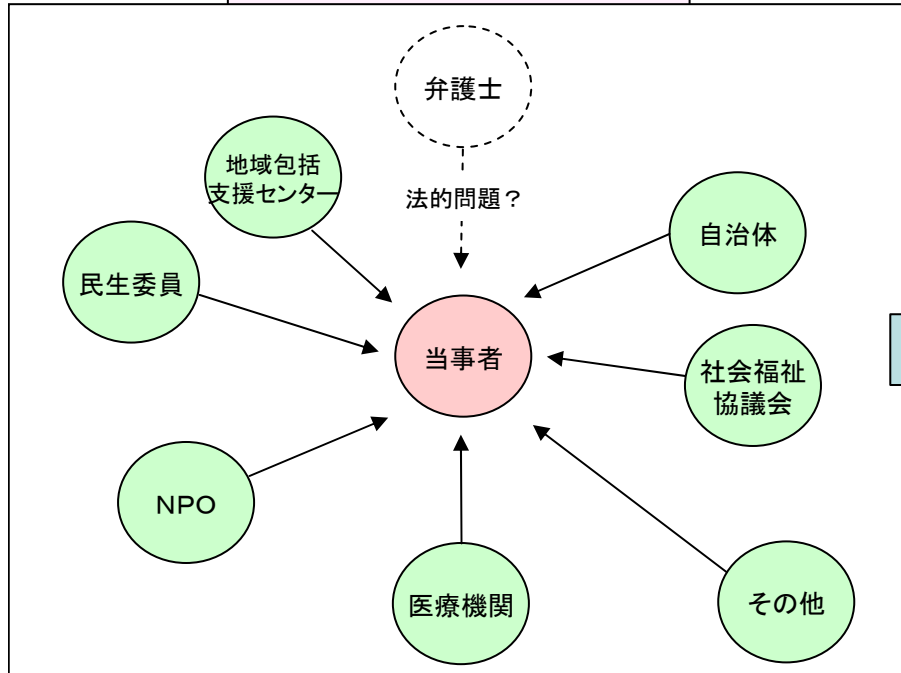


法テラスにおける司法ソーシャルワーク

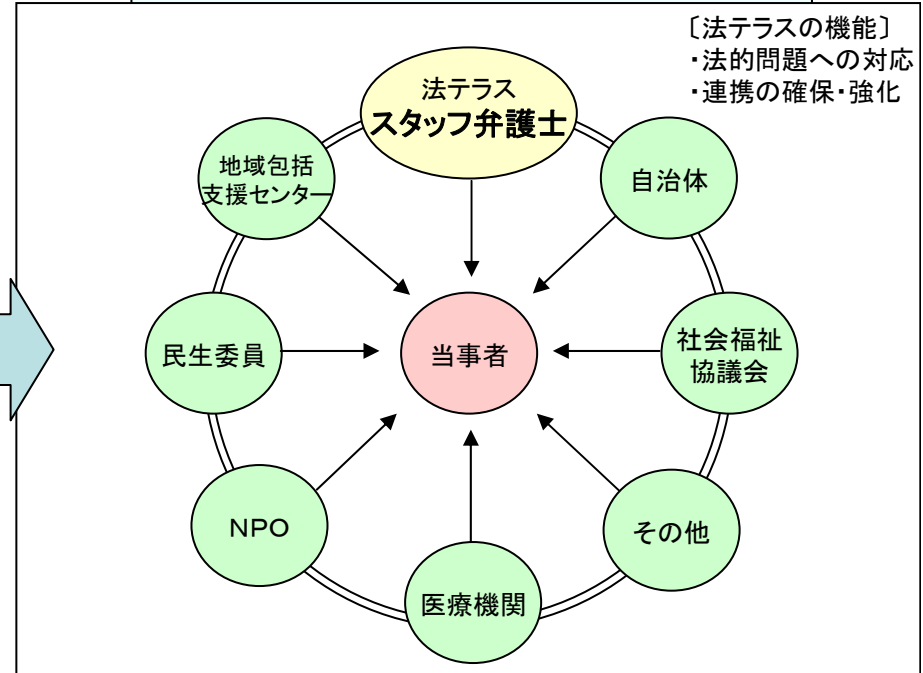
〔司法ソーシャルワークとは〕

自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等について、福祉機関等との連携を強化し、同機関から情報を得るなどして、被援助者にアウトリーチし、法的問題点については弁護士等、福祉的問題点については福祉担当者がそれぞれ担当して、全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供する施策

これまでの支援・連携のイメージ



司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



問題点と課題

- ① 福祉サイドに弁護士等とのネットワークがない
⇒ 福祉サイドから法的援助につなげることが困難
- ② 関係機関との連携構築や連絡対応等通常事件以上に業務量が多い被援助者が認知能力に問題を有するなど事件自体困難な場合が多い
⇒ これに見合った報酬が見込めず、一般弁護士を主要な担い手とすることは困難



- 民間に委ねても、適切な実施は見込めない。
- 超高齢社会を迎え、全国均質的なサービス提供の実施が必要
⇒ 国が責任を持ってサービスを提供する必要あり

法テラスが司法ソーシャルワークを担う必要性

- ① 法テラスは関係機関との連携を業務とする国が設立した法人
⇒ 信用性が高く、公的機関との連携がしやすい
- ② 全国に事務所を有する
⇒ 全国均質的なサービス提供が可能
⇒ 地域間の連携も可能
- ③ 主たる担い手としてスタッフ弁護士を擁する
⇒ もともと関係機関との連携意識が高く、連携を要する業務に慣れている
⇒ 給与制であり、報酬に関する問題が支障とならない

なかった。もちろん「横読本」もだ。夢見たころの本がだいぶ重なっていた。司法試験問題集や、結婚前、法律出版社に勤めていた彼女の気を引くため、「国試目指しているんだ」と法律演習本を随分買いつ込んだ40数年前を思い出した。それがとても懐かしくさびしく思われた。妻が他界しているからだ。

「裁判官、検察官、弁護士になるためには、『残酷試験』とさえ言われている司法試験に合格しなければならぬのである。」(向江瑋悦『法曹を志す人々へ』(法学書院、改訂28版、昭和51年))という著書を読んで、「妻に苦勞かけっぺんかける」と司法試験をあきらめたことを思い出した。

奇しくも、自分があきらめた弁護士と一緒に住んで住民のために仕事ができることは、私にとつて「初思」貫徹に思いとても幸せだ。

それにしても、法テラスは粹な仕事をしていると、頼もしく思った。

住民のため、「法テラス南三陸職員一同」被災者のために今日もがんばるぞい!

(さくち・せいいち)

司法ソーシャルワーク 司法ソーシャルワークとは何か



社会福祉士・法テラス東京法律事務所 弁護士 太田 晃弘

1 現場でおこなっていること

自分の想像力ほどこまで及んでいのか。日々、インテリと呼ばれる人たちとだけしか交流せず、世の中を分かった気になつて、偉そうなことを言っているだけなのではないだろうか。自分の想像力の及ばないところで、ひっそりと暮らしている人たちに、自分はどれだけ目を向けられているのだろうか。

弁護士になったのは8年ちよつと前。でも、この間、毎日のように現場で思い知らされていることは、こんなことばか

2 ひとつの事件から

ひとつ、具体例を出して話を進めよう。

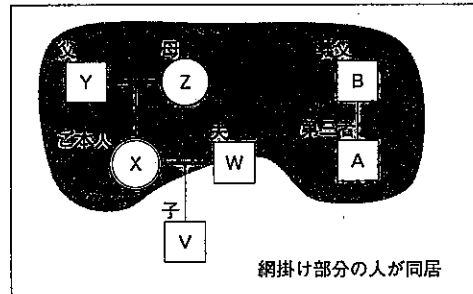
Xさんは軽度知的障がいをもつ40歳代の女性である。これまで、清掃員や警備員のアルバイトをしながら月8万円程度の収入を得て生活してきた。

Xさんは、人なつこい性格もあつてか、人から何かを頼まれると断ることがほとんどできない。

Xさんには、70歳代後半の両親(父Y、母Z)がおり、一緒に一軒家(登記簿上父Y名義)に住んでいる。またXさんには配偶者Wがいるが、あまり家に寄りついていない様子である。ある日、父Yが「お前もそろそろ結婚しないとダメだ」と言つてWを連れてきたので、Xさんは結婚することにしたそうだ。X・W間には、8歳になる子Vがいるが、子Vは、児童相談所に保護され、ずっと施設で暮らしているという。

Xさん一家は、様々な問題を抱えていた。代表的なものを列挙すると、以下のようなものだ。

図 Xさんの親族、同居人



X、父Y、母Zともに多重債務に陥っている。自宅(父Y名義)には抵当権が六つ設定されている。滞納処分も受けている。父Y、母Zともに年金担保融資を受けており、高齢年金の相当額が天引きされている。

第三者A及びその義父Bが、なぜだかX宅に住みついている。

第三者Aが、「金を貸してほしい」



などと言つては、Xから定期的にお金を巻き上げている。しかも、その返済がなされた形跡はない。第三者Aが、Xに命じて携帯電話7台の契約をさせ、そのすべてを持ち去っている。自宅がゴミ屋敷になっている。家の中を野良猫が自由に出入りしている。配偶者Wは素性不明。なかなか会えない。X、Wの夫婦関係、子Vとの関係が心配。子Vが元気で暮らしているのかわからない。他の家族は子Vについて無関心に見える。X、父Y、母Zとも、判断能力に心許ないところがある。その結果、父Yは、通信販売などで、無計画に物を買ってしまふ。

この案件は、一家の誰かが「法律相談をしたい」といって私のところへ来たものではない。ひよんなことでXさん一家の現状を知るに至った福祉関係者が、私のところへと持ち込んできたものだ。しかも、前記の問題は、あとから調べて分かったことばかりで、Xさん一家の誰も

が問題とは思っていない様子だった。

3 気づいていない私たち

このような事件は、けつしてレアケースではない。むしろ、列挙しただけならキリがないくらいに、この種の事案は存在している。

「年金を搾取されている」、「事業ができると妄想して、多額の融資を受けたが、あつという間に事業が頓挫した」、「高齢者が投資詐欺被害にあつている」、「高齢者が入院したとたん、近隣住民が通帳を管理しはじめた」、「生活苦で医療費を支払えなくなり、糖尿病が悪化して失明した」、「ゴミ屋敷に住んでいる高齢者に対して、証券マンが怪しげな取引をさせている」。

どの案件にも紛争の臭いが多分にあつる。弁護士としてやらなければならぬこともたくさんありそう。

しかしながら、これらの事案で一番の問題になるのは「なぜか当事者が声をあげない」ということだ。ある人は、そもそも被害意識がなかったりする。ある人は、意思疎通が困難だったりする。インターネットどころか、テレビも新聞もみられない環境にあつたりして、世間から

隔離された環境に住んでいたりする。いずれにしても、こういったケースのほとんどでは、弁護士が何をやる人なのか、まったく理解されていない。換言すれば、どんなに法律事務所の宣伝をしてみたところで、弁護士のものには来てくれない。

現在、日本の人口の67%には、何らかの障がい(身体、知的、精神、発達)があるといわれている。また、先日の厚生労働省の発表によれば、認知症高齢者の数も300万人を超えたという(なお、この認知症高齢者の大部分は、障がい者としてカウントされていない点にも注意が必要だ)。

このように、統計をみるだけでも、相当数の方に判断能力の低下がみられるはずなのだ。しかも、その多くは、地域生活を送りながら、ひっそりと様々な被害にあつていたりする。たぶん、私たち(ここでは、私を含め、本誌を読まれているような方々を指す)は、その被害事実をほとんど知らずにいて、それとはほぼ無関係なインターネットの世界で日々の生活を送っているのだと思う。

二 司法アクセス改善に向けた取組とその展開

1 弁護士過疎解消への取組

こういった実態を、司法アクセス論から整理してみよう。

この間、日弁連や法テラスが過疎地域に弁護士を派遣し、司法過疎解消に向けた取組を行ってきた。その一環として、私も法テラスのスタッフ弁護士となり、平成22年5月まで岐阜県可児市に赴任していた。

赴任して実際の活動してみると、「司法アクセスの問題は、どうも弁護士の頭数の問題だけではないようだ」ということを実感するようになった。福祉関係者たちから、前記のような条件が次々と持ち込まれるようになったからだ。そこには、弁護士の頭数の問題とは別に、「近くに弁護士がいても、どうしても弁護士にアクセスできない」という問題が厳然と存在していた。

ここで整理してみると、司法過疎・司法アクセス問題は、実際には以下の二つの問題だということになる。

(1) 弁護士過疎の問題：「弁護士が近

と出向いていって、相談・支援を行うこと」をいう。「外へ手を伸ばす」という意味の英語 (reach out) を語源としているようだ。

福祉現場では、日々、その実践が試みられてきた。我々弁護士も、高齢者・障がい者分野のみならず、被災地支援分野などで、「アウトリーチ」に相当する活動が広がってきている。

3 アウトリーチが孕む危険性

もともと、「アウトリーチ」は、その弁護士職域拡大の側面だけを強調すると、アンビュランスチェイサー(欧米で救急車の後を追って交通事故被害者と接触し、そこから事件受任をする弁護士)とまったく変わらなくなってしまう。この点には、十分な注意が必要だ。

判断能力に問題を抱えている方の案件であればあるほど、「法的問題だけを切り取って、それだけ解決すれば十分」などということはあり得ない。

冒頭で示した事案に即して考えてみると、X、父Y、母Zそれぞれの多重債務について、自己破産申立てや任意整理といった通常の債務整理事件の処理をするだけでは、事案解決としてまったく足り

くに存在しないから司法にアクセスできない」という問題
(2) 事件過疎の問題：「当事者の障がいなどによって、弁護士にアクセスできない障壁があり、近くに弁護士がいても司法にアクセスできない」という問題

私は、平成22年6月以降、東京で弁護士活動を続けている。このうちの「(2)事件過疎の問題」は、この東京においても厳然と存在している問題である。つまり、多数の弁護士が登録している東京でも、高齢者・障がい者を中心として、弁護士にアクセスできていない、という問題がある。しかも、より最前線の現場で活動をされている福祉関係者ですら、問題を抱えた家庭にアクセスできず、四苦八苦しているという。

2 アウトリーチとは

このような状況の下、弁護士会界隈で、近年、アウトリーチという発想が広がるようになった。

アウトリーチとは、元々福祉用語であり、「相談機関が相談を待っているのではなく、相談機関側から依頼者のもとへ

ない。3人が、どうして多重債務状態になつたのか、その原因を探った上で、それを除去する作業をしなければ、再び3人は多重債務状態に陥ってしまう可能性が極めて高い。保佐・補助を開始したり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を用いたりして、今後、困窮状態に陥らないような工夫をする必要もあるだろう。このように、この事例のうちの「債務整理」という法的側面ひとつを取り上げてみるだけでも、「3人が地域で債務と無縁の生活を送っていくためにどのような支援が必要なのか」、「そのために、誰が、どのような働きをするべきなのか」といった点がよくよく検討されなければならぬ。3人が再び多重債務に陥ることを許すのであれば、再度弁護士が債務整理事件を受任することになるだけで、弁護士だけが儲かる、という結果を招く。

このように、当事者が抱えている様々な生活上の問題・課題の中から、法的問題だけを単独で取り出して強引に解決させると、誰もが望まないような結末を迎えてしまうことが結構ある。

また、はじめのうちにみえていた法的問題とは別の法的問題・課題が後から分かってくることもある。本人の主訴とは

生活に困難を抱えている方などに対して、本人、家族、友人・知人、各種施設・制度、その他周囲の環境などに働き掛けて調整し、その本人がより生きやすい状況を作り出すこと。

あまり難しい話ではない。例えば、福祉事務所のケースワーカーが生活保護受給とあわせて、その他様々な生活課題を解決するべく努力する。例えば、役所の高齢・障がい担当職員が、当事者の方のために相談に乗ったり、必要な援助をしていく。福祉関係機関の方々が、日々、現場で実践されていることの多くが「ソーシャルワーク」なのだ。

あまり知られていないのかも知れないが、尊敬すべき弁護士の先輩方の一部も「ソーシャルワーク」をしてきた。

例えば、成年後見事件において、十分な身上監護活動をすべく努力する。情状弁護事件で、当事者の家族関係や被害者との関係を調整して、社会復帰後に生活しやすい環境を創り出す。弁護団を組んで、人権侵害されている方々の問題を解決しようとする。そのとき、制度がおかしいのであれば、社会運動を起こしたりロビー活動をしたりして、制度・法律な

まったく異なるところに核心的問題があったりもする。判断能力の関係で、本人が事実関係をうまく伝えたり、問題の整理をしたりすることが苦手のだから、この点は当然の帰結ともいえる。そこで、本人のみならず福祉関係者らとも十分に協働して、十分なモニタリングを継続しながら、解決すべき課題を拾っていく必要がある。

このように、本人の生活状況やその課題、これまでの生活歴、家族関係など、本人の生活全体に十分な目配りをしていかなないと、有効な本人支援ができない。様々な法的問題が発見された場合でも、そのそれぞれが本人の生活にとってどのような意味を持つのか、十分に吟味をした上で方針を立てていかないと、適切な解決にはつながらない。

こうしてみると、アウトリーチは、このような包括的事案解決・問題解決のための端緒にしかすぎないことがお分かりいただけると思う。

どを変えていく。これらは、いずれも、まぎれもない「ソーシャルワーク」なのである。ただ、これらの多くは、自ら司法につながるができる能力を有していたり、少なくとも自らの被害を訴えることができる方々をもつばらの対象としてきたのではないかと思う。

ここで、司法関係者が行うソーシャルワークを「司法ソーシャルワーク」と呼ぶことにしたい。これまで私が述べてきたことは、「地域で誰にも気づかれずに生活されている社会的弱者（多くは高齢者・障がい者）に対して、この「司法ソーシャルワーク」を及ぼしていけないか」という問題だと言ひ換えることができる。

2 司法ソーシャルワークの実際

司法ソーシャルワークの具体的イメージをもつていただくべく、冒頭の事案に即して、司法ソーシャルワークの実態を紹介しておくことにしよう。

X、父Y、母Zの①多重債務問題、②自宅抵当権問題、③年金担保融資問題については、過払金がそれなりに回収できたので、それをもって任意整理した（こゝまでは、弁護士の事件処理として難し

三 司法ソーシャルワークの可塑性

1 ソーシャルワークとは

以上の議論を踏まえて、最後に「ソーシャルワーク」について述べたい。

本稿の表題にもなっている「ソーシャルワーク」とは、いったい何か。国際ソーシャルワーク連盟（IFSW）の定義は次のようになっている。

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

正直、この意味するところは極めて分かりにくい。そこで、誤解を恐れず、これを私なりに意訳すると、次のような定義になる。

い問題ではない。その上で、④父Y、母Zの判断能力が心許ない問題、⑤父Yの無計画な買い物問題については、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業につなげて、その生活相談員と一緒に預金管理をすることになった。⑥Xの判断能力が心許ないという問題、⑦第三者Aの金銭搾取問題、⑧第三者Aの携帯電話搾取問題に関しては、医師から補助相当との診断を得て、Xの補助人選任申立て及びその審判前保全処分を申し立てるとともに、すぐさま第三者Aに対して金銭搾取を止めるように交渉を開始した。あわせて、Xの補助開始の判断をひっさげて役所・警察とも連携して第三者Aの排除に乗り出し、最終的に第三者Aは自主的に退去した。この際、その義父B（高齢であった。）の居住先が問題となったが、これについては、地域包括支援センターが受入先施設の段取りを組んだ。⑨ゴミ屋敷問題については、父Yに要介護認定を出してもらって、定期的にヘルパーが身の回りの掃除などをするようになった。これによって、一家の様子を定期的にモニタリングできるようにもなり、ならかの「おかしな動き」がみつければ、役所、地域包括支援センター、警察、ヘルパー事業所、ケアマネージャ、弁護士

らのチームでこれに対応することが可能となった。

その後も、第三者AがスキをみてXにちよっかいを出したり、そのためXがストレスで倒れて入院してしまったり、いつのまにか国民健康保険料を滞納するようになっていたり、父Yが腰痛で動けなくなったり、母Zも通信販売で無計画にお金を使い出したり、Xの恩師と称するCが出てきてX宅のテレビ・ビデオアツキを持ち去ったり、X・W間の夫婦仲が悪くなったり、過去にもAのような第三者Dが住み着いていたことが判明したり……と様々なアクシデントが生じたが、弁護士を含めた関係機関がタッグを組んで一家の地域生活を支えていった。

このように、社会的弱者といわれる方々への法的支援に当たっては、司法へのアクセス場面から事件解決場面に至るまで、当事者の生活状況や生活課題に十分な目配りをもつ、福祉関係者らと協働して問題の解決をしていく必要がある。また、そうした実践を積み重ねてくると、福祉関係者サイドからも「司法はいろいろと使えるじゃないの」、「当事者をめぐってちよっとおかしな話が出てきたら、早い段階で弁護士に相談してみようかしら」というふうにも考えられる。

ようにもなる。なるべく早い段階で弁護士に事情を解決することも可能になる。

3 今後に向けて

このように、常日頃から優秀な福祉関係者の方々と協働し、十分に相談・議論をしながら、困難を抱えつつ生活をしている方々のためにどのようなことができるのか、試行錯誤を繰り返している。現場で七転八倒しているのが現状だ。

福祉関係者と協働するということは、自分の仕事や福祉関係者にいつもみられている、ということでもある。弁護士として、依頼者のためにならないような行動をとれば、依頼者からだけではなく、福祉関係者からも信頼を失う。当事者やその家族はもちろんのこと、福祉関係者とも十分にコミュニケーションをとって、チームとして当事者の地域生活を支えられるように努力をしていく必要がある。

今後、どのようにすれば司法ソーシャルワークの取組を広げていけるのか。そのためには、人員面・予算面・制度面等どのような制度構築があり得るのか。課題もたくさんある。この点についても、現場からの声をあげつつ、よりよい

司法ソーシャルワーク

成年後見制度拡充に向けた「佐渡モデル」の提案



法テラス佐渡法律事務所 弁護士 水島 俊彦

一 はじめに

法テラス佐渡は、佐渡市役所佐和田田行政サービスセンターの2階を間借りしている。同庁舎内には、市役所窓口、社会福祉協議会（社協）、地域包括支援センター（包括）、消費生活センター等があり、行政・福祉機関との距離が物理的・心理的に近いのが特徴だ。平成18年の開所以来、社協職員、包括職員、ケアマネージャー、ヘルパー、保健師、生活保護担当職員、障がい福祉担当職員、民生委員等の支援者とともに、個々の案件に取り組んで来た。

本稿では、いわゆる司法ソーシャルワークの取組が、個別ケースを超えて、その地域が抱える問題へのアプローチ・制度改革へとつながったケースを紹介したい。

二 支援者チームの一員として

法テラス佐渡には、通常相談に加えて、行政・福祉機関の職員から高齢者や障がい者の相談が日常的に寄せられる。例えば、「認知症のおばあさんが100万円の布団を買わされ、督促状が来ているようです……」、「一家全員が障がいをお持ちで、なかなか支援につながらないのですが……」といった相談である。このような場合、出張相談のほか、必要に応じてケース会議を開催し、支援者が情報共有を行った上で方針を固め、それぞれの役割に従って本人や家族を支援していく。

高齢者や障がい者など、弁護士へのアクセスが困難な方が適切に法的サービスを受けるためには、行政、福祉団体職員の協力を得て、要支援者を見つけ出し、弁護士やその他の支援者に繋ぐといった、いわゆる「アウトリーチ」の連携手

制度構築につなげられるように尽力したいと思う。
(おおた・あきひろ)

法が極めて重要である。佐渡は専門職が少ない反面、支援者同士の顔が見えやすいため、このような形で連携することでマンパワー不足を補っている。

三 後見過疎の顕在化

佐渡市は、労働人口が減少する一方で1人暮らしの高齢者が増加し続けている（平成22年の高齢化率36.3%）。また、虐待問題や親族トラブルを抱えているケースも少なくないことから、後見人等としての弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職（いわゆる第三者後見人）が選ばれることも多い。

ところが、法テラス佐渡が関係団体の協力を得て、平成23年6月に福祉団体や専門職等に対してアンケートを実施したところ（注1）、第三者後見人等の需要は増加する一方、受け皿となる専門職の供給が追いついていないことが明らかとなった。すなわち、平成22年度における要支援者数（注2）延べ12555人のうち、今後数年間で50人の第三者後見人が必要と予想されるにもかかわらず、平成23年6月時点では最大でも29人までしか第三者後見人を引き受けられないことが判明したのである（注3）。

このように、特に過疎地において、高齢化等により後見人需要が増大する一方、後見人のなり手が極めて不足している状態を「後見過疎」と呼ぶことにする。

この結果を、佐渡市地域自立支援協議会の席上で伝えたことにより、同協議会内に成年後見制度プロジェクトチームが設置された。そして、平成24年1月には、同協議会が佐渡市に対し、成年後見制度拡充のため、二つの施策を早急を実施すべきとの報告書を提出するに至った。

四 成年後見センターの設立

一つ目の施策は、「成年後見センター（以下「センター」という。）の設立」である。法人（団体）が後見人等の受け皿となること、及び養成研修を実施することで、後見人のなり手や支援者を少しでも増やすことが狙いだ。

水面下で交渉を続けた結果、報告書の提出と同時に、佐渡市社会福祉協議会がセンターの実施主体に名乗りを上げた。その後、社協が設立準備検討会を設置してセンター要綱等を作成し、家庭裁判所の後見人候補者名簿への登録を完了するまで、実に2か月半という短期間で事が進んだ。



後見連続講座 寸劇「困ったぞ！布団にヤミ金、介護うつ」解決編。参加メンバーは、消費生活センター相談員、後見センター包括職員（社会福祉士）、弁護士、司法書士など。右から2番目が筆者。

ていたということである。今回の行政による財政支援は、今後の後見人のなり手拡大に大きく寄与するものと考えられる。

六 成年後見連続講座の開催

センター開設を記念し、平成24年8月1日には成年後見シンポジウムが行われた。来場者は予想を超えた約1400名で、立ち見が出るほどの盛況ぶりだった。

シンポジウムでは、佐渡における後見

そして、平成24年4月1日、佐渡市からの委託を受けて、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターが業務を開始した。平成25年2月現在、センターは5件を受任し、申立準備中の案件も併せると、平成24年度中には受任件数が10件程度となることが予想されている。私は、同センターの運営委員会の委員長として受任案件の審査を行っているが、高齢者だけではなく、知的障がい者、精神障がい者の案件も比較的多い。センターへの相談数も平成24年12月時点で187件に達していることから、センターの存在が新たな需要を掘り起こしたのではないかと考えられる。

五 佐渡市成年後見制度利用支援事業の拡充

二つ目の施策は、「佐渡市成年後見制度利用支援事業の拡充」である。先のアンケートによると、要支援者数延べ1255人のうち実に4人に1人が月収6万円以下の低所得者であることが判明した。このままでは、第三者後見人の報酬を気にして申立てを控えることにもなりかねず、一方で、受け手の専門職にとつ

ても、無償では労力に見合わないとして受任が敬遠されてしまいかねない状況であった。

報告書の提出を受けて、佐渡市は、平成24年4月1日付で第三者後見人の報酬について同事業要綱を改正し、助成対象を拡充した。具体的には、①申立人要件の撤廃と②収入・資産要件の緩和である。①前者については、市長による申立てに限定されていた従来の要綱を改め、申立人の属性を問わず助成対象に含めることとしたものである。②後者については、生活保護世帯等に限定されていた従来の要綱を改め、非課税世帯かつ流動資産が350万円以下（世帯員1人増えるごとに100万円加算）の場合には、全て助成対象とすることとしたものである。

なお、助成対象者には、月額上限1万8000円（施設）ないし2万8000円（在宅）が助成される。

要綱改正後、平成24年10月に実施したアンケートでは、島内の第三者後見人の受任案件48件のうち25件が、改正後の利用支援事業の助成対象となることが判明した。言い換えれば、要綱改正前は、半数以上のケースにおいて無報酬又はそれに近い状態で専門職らが後見業務を行っ

七 市民後見人の養成へ

第三者後見人のなり手については、平成24年からセンター設立による受任枠の増加、後見連続講座等の普及啓発による専門職らの関心の高まり等も相まって、受任可能件数は29人（平成23年6月）から56人（平成24年10月）に増加した。しかしながら、年間15件以上の新件申立てが見込まれる現状においては、専門職、センター、そして市民後見人（注5）の3本柱で、今後、佐渡の後見需要を支えていく必要がある。

そこで、成年後見制度が市の財政等に与える好影響（例えば、税金滞納状態の解消など）、連続講座アンケート結果や厚生労働省が行う市民後見推進事業の利用可能性など、様々な説得材料を用意し、市の担当課長、総合政策監、副市長、市長を説得した結果、平成25年度から市民後見人の養成を始めていくことが決定した。

もつとも、現在のところ、市民後見人が家庭裁判所によって選任されるためのハードルは高く、単に養成講座を行うだけでは不十分である。大阪や東京などの先進地を視察した際、何よりも市民後見人に対する専門職やセンターによる手厚

人不足の問題とこれまでの取組に加え、市民向けに「明日の後見人・支援者のための『成年後見連続講座』」の開催を発表した。この講座は、関係機関が例年実施してきた福祉関係講座の中から、後見業務に関連する講座を持ち寄り、連続講座として市民に提供するというものであり、予算も人員もまだまだ少ない現状においては、関係機関に協力を仰ぐほかなかった。そこで、センター開始当初から関係機関連携会議を立ち上げ、メンバーである新潟県（佐渡地域振興局）、佐渡市（高齢福祉課、社会福祉課、消費生活センター）、社協、法テラス、島内の弁護士、司法書士、社会福祉士、NPO法人に協力を要請し、実現に至ったものである。

講座は、平成24年8月29日から平成25年2月13日まで全8講座（専門職限定講座も加えると全11講座）開催された。各回で実施した共通アンケートでの評価も概ね好評で、特にアンケート回答者のうち103名（全体の約3分の1）が「条件を整えば、自分も成年後見人になってみたい」との回答をしていたのが印象的であった（注4）。

バックアップ体制・不正防止措置が確立されていることが重要であると感じた。そのため、平成25年2月現在、センター運営委員会において、佐渡の地域性・連携ネットワークを最大限活用したバックアップ体制の構築に向けて議論を進めているところである。

八 後見制度の拡充に取り組むための三つのステップ

比較的スムーズに進んだようにみえる佐渡の動きについても、実際には様々な苦労があり、挫折しかけることもあった。ここでは、制度改革を押し進めるために必要と考えられる三つのステップをまとめた。

(1) ステップ1 支援者と共に仕事をし、お互いを理解する

今回の動きの発端となったのは、法テラス佐渡が任意で立ち上げた後見制度拡充プロジェクトチーム（PT）に、普段から交流があり、熱心に仕事に取り組んでいる行政関係者、福祉関係者が参加したことだった。これは「非公式」の場面設定であったことから、PT内では所属する機関の立場を超えて、自由な意見を

交わすことができた。このように各機関の内情を知ることによって、どのような資料を根拠として、どこに話を持つべきか、どのようにアピールすることが最も効果的か、すなわち「制度改革のための最短ルート」を見つけ出すことができた。

このようなPTへの参加を関係機関に動機づけるためには、普段から、お互いの仕事や人となりについて理解し、一定の信頼関係を築いておくことが必要である。お互いの理解が一番促進されるきっかけは、単発的な普及啓発行事ではなく、「共に仕事をする事」である。その過程で、表面的に接しているだけでは分からない個人の情熱や仕事ぶりを知ることができ、共にプロジェクトを進められる仲間を発見できる。

このように、特に立上げ段階においては、「行政・福祉関係機関」の「熱心な人」をどれだけ集められるかがポイントとなる。

(2) ステップ2 数値化し、的を絞ってプレゼンテーションを行う

特に福祉分野においては、需要や効果を明確に測定するツールが乏しく、「数値化」が難しい。しかしながら、行政関

係者からすると、新規事業について一定の予算を計上するためには、根拠となる数値が必須であり、単に必要性をアピールするだけでは十分とはいえない（「他にも必要な事業がありまして……」「予算が足りません」などと言われがちである）。そこで、PT内での議論を踏まえて、佐渡において後見人不足が深刻であるという状況をあえて数値化するため、アンケートを実施することとした。

このアンケート結果は、行政やセンター実施主体への説得、報道機関へのアピールなど、最初から最後まで重要な役割を果たした。

また、数値化したものをそのまま提示するだけでは、短時間で、何が重要なのかを理解してもらうことができない。特に、キーパーソンである市の課長、市長等は様々な政策を取り扱っているため多忙であり、一つの施策につき1分、長くても5分程度の説明で勝負が決まるといっても過言ではない。作成したアンケート報告書は全体で14ページあったが、我慢して、あえて三つの数字に絞った。要支援者数1255人・第三者後見人必要数50人・受任可能枠29人の3点である。このように、短時間で、問題意識と危機意識を喚起するプレゼンテーション



後見制度拡充PTの様子。中央が筆者。

を行うのが肝要である。もちろん、詳細なデータは、後に報告できるよう準備しておく必要がある。

(3) ステップ3 影響力の大きい団体・人物にアプローチをかける

最後に、数値化の上、必要性をアピールできたとしても、最終的に行政や実施団体が動かなければ制度改革にはつながらない。したがって、その地域において影響力が大きい団体等の名において、行政等に働きかけることが重要である。

佐渡の場合、島内の様々な福祉関係機

関と佐渡市職員で構成する佐渡市地域自立支援協議会が福祉行政に重要な役割を果たしていた。そこで、PTメンバーである行政職員の働きかけにより同協議会での発言の機会（5分）を得て、プレゼンテーションを行った。その結果、同協議会内に成年後見制度プロジェクトチームが設置され、最終的には同協議会の名において、佐渡市に対し、後見制度拡充のための報告書が提出される運びとなった。その後、同報告書は新聞やテレビ等にも取り上げられ、市議会等でも議論された結果、佐渡市は、早急にセンターの設立と利用支援事業の要綱改正に取り組みこととなったのである。

さらに、実施主体で強い影響力を持つ人物にもアプローチを行った。佐渡市社会福祉協議会においては、同会会長の発言力が大きいため、様々な機会をみつけては会長及び役員への説得を重ねた。その際にも、単に必要性をアピールするだけでなく、アンケート結果に基づき予測される後見人の需要数、必要となる人員や予算の数値化、翌年度の事業計画・行政による協力の可能性等についても協議する必要があった。最終的には、会長の決断により、社協がセンターの実施主体となることが決まった。

以上のとおり、熱心なメンバーと共に、考えられる最も効果的な手段をもって後見制度拡充への取組を行った結果、比較的短期間で様々な施策が実現する運びとなった。地域ごとに実情が異なるとは思われるが、制度改革へのアプローチとしてはある程度共通するものがあるのではないかと考える。

九 まとめ—司法ソーシャルワークの可能性と今後の展開

いわゆる「司法ソーシャルワーク」とは、司法的支援も含めた総合的な支援を行うことによって、本人・家族、友人・知人、各種施設・制度等、その他の周囲の環境などに働き掛けて調整し、その本人がより生きやすい状況を作り出すことをいう。

司法ソーシャルワークは、個別ケースの解決のみならず、その地域が抱える問題へのアプローチ・制度改革にもつながっていく（いわゆる「コミュニティワーク」）。特に、本事例は、人材も予算も乏しい過疎地において、関係機関の熱意と工夫によって都市部以上の制度改革に繋げられた事例であり、司法ソーシャルワークの相乗効果の高さを示すものといえ

よう(注7)。

今回の取組で最も印象的だったのは、行政職員の変化であった。最初は関心が薄い職員であっても、PTメンバーと毎回協議しているうちにその熱が伝わったのか、今では、率先して様々なアイデアを提起し、幹部との交渉も行ってきている。先日、ある行政職員から「以前、先輩から言われた「判断に迷ったら、市民のためになる方を選びなさい」という言葉の真意がようやく理解できました。これからも一緒に頑張っていきたいと思います」と言われたときには、思わず目頭が熱くなった。

後見過疎問題は、ここ数年のうちに顕在化し、問題を抱える自治体が激増すると予想される。その際に、佐渡での事例が、全国の自治体での成年後見拡充の後押しになればと願っている。

今後、弁護士会、法テラスの協力も得た上で、後見過疎地において実践可能な後見制度拡充モデル(いわゆる「佐渡モデル」)を佐渡から新潟県全体、そして全国へと普及させ、現場で困難を抱える自治体、関係機関の支援に取り組んでいきたい。

司法ソーシャルワーク 再犯防止の観点からの 法テラスとの連携



法務省矯正局付検事 山口 貴亮

一 はじめに

平成24年7月に、政府の犯罪対策関係会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策」(以下「総合対策」という)は、数値目標の導入や刑務所出所者等の対象者の特性に応じた施策の設定等、いくつかの特徴を有する。それらの中で、見落とされがちでありながらも重要な施策の一つとして、「弁護士及び日本弁護士連合会等との連携」という項目がある。

この項目は、総合対策の「第3 再犯防止のための重点施策」の「4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」の柱のうち「(4)弁護士及び日本弁護士連合会等との連携」と位置付けられており、「刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会

(注)

(1) アンケート調査結果については、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターHPに掲載。
<http://care-net.biz/25/sado-shakyo/kent.jp>

(2) 判断能力が不十分で生活に支障が生じている方と定義づけられている。

(3) 今後、最大何件まで成年後見人等を委任できるかとの質問に対する専門職らの回答総数である(ただし、所属団体の都合による委任制限を考慮していないため、実数は更に少なくなる)。

(4) 成年後見人への就任を希望する100名の年齢層としては50〜60代が多く、職種としては、ケアマネージャー、民生委員、行政職員等が多かった。なお、成年後見人担任の「条件」としては、主に、①知識を身につける機会があること、②サポート体制が整っていること、③多少の時間的余裕があることであった。

(5) 市民後見人の定義はまだ確立していないが、日本成年後見法学会によると「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者」とされている。なお、平成23年の1年間に選任された市民後見人は、後見申立認容件数2万9143名中92名と未だ少数にとどまる(最高裁判所「成年後見関係事件の概況」)。

(6) 司法ソーシャルワークの意義、取組事例等については、太田晃弘・長谷川佳子・吉岡すずか「常勤

及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する」とされている。

刑務所出所者等が、地域社会の中で孤立することなく社会の善良な構成員として社会復帰するためには、地域社会を構成する一般の国民やNPO法人等の民間団体、保護司や更生保護女性会等の更生保護関係者等の幅広い支援と協力が不可欠であり、その中でも在野の法曹たる弁護士が果たし得る役割は極めて大きいことは言うまでもない。そうであるにもかかわらず、政府の再犯防止関係の施策には、弁護士等との連携が盛り込まれるのは比較的珍しいことである。

今回の総合対策においては、原案をパブリックコメントにかけて幅広く国民の意見を聴く中で、日本弁護士連合会から、再犯防止施策の立案・実施への日本弁護士連合会及び弁護士の参画に関する意見が提出され、それをも踏まえて、前記「弁護士及び日本弁護士連合会等との

弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性」総合法律支援論叢1号(2012年)103〜145頁。

(7) なお、紙面の都合上、佐渡市の人口推移、家族における後見人連任件数の推移等の基礎データ、及び法テラス佐渡法律事務所の現状等については割愛した。この点については、拙稿「司法ソーシャルワークの可能性―成年後見センターの設立と成年後見制度拡充への道のり」法務省大臣官房司法法制部季報131号(2012年)78〜87頁を参照されたい。
(みずしま・としひこ)

連携」の項目が総合対策に盛り込まれたものと承知している。このような総合対策の策定経緯に鑑みても、再犯防止施策に対する弁護士及び日本弁護士連合会等の積極的な姿勢が見て取れる。

現に、近年、法務省保護局が所管している更生保護分野においても、再犯防止の観点から、弁護士、弁護士会、法テラスと連携したいくつかの取組が実施されているところであるので、本稿では、法テラスとの関係に絞って、検討中の取組も含めた最新の状況を御紹介させていただきたい。

なお、本稿中、意見にわたる部分は本職の個人的見解である。

二 再犯防止の観点からの法テラスとの連携の取組

1 法テラスとの連携の意義

刑務所出所者等の再犯防止のためには、再犯の要因となり得る環境的要素を除去することが重要であり、総合対策においては、この観点から「社会における『居場所』と『出番』を作る」との項目で、住居と就労の確保を重点施策として

いるところである。他方で、再犯の要因となり得る環境的